

設例

東京に本店を有するXは、那覇市に居住するYに対する売買代金債権の訴えを東京地方裁判所に提起した。Yは、弁済の抗弁を主張し請求を争うつもりであり、証人や証拠が多い那覇市で裁判をしたいと考えている。Yに取りうる手段はあるか。

1 Yは、東京地方裁判所に提起された訴訟を那覇地方裁判所で審理してもらうために、移送の申立てをすることが考えられる。そこで、かかる申立てをすることができるか検討する。

(1) まず、管轄違いによる移送の申立て(16条1項)を検討する。本問において、売買代金債権に係る請求は「財産権上の訴え」に当たり、義務履行地は持参債務(民法484条1項)となることから東京である。したがって東京地方裁判所に管轄が認められるから、かかる申立てをすることはできない。

(2) 次に、裁量移送の申立て(17条)を検討する。本問においては、一方「当事者」たるYの所在地が那覇市であり、証人や証拠が那覇市に集中しているから、「尋問を受けるべき証人の住所。使用すべき建匠物の所在地」が那覇市にある事となる。したがって、Yは「訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要がある」旨を主張してかかる申立てをすることができる。

2 よって、Yは、裁量移送の申立てをすることができる。